

当別町水防計画

< 資料編 >

令和6年2月

当別町防災会議

当別町水防計画 資料

- 資料 1 重要水防箇所一覧（石狩川）【第 3 章第 1 節】
- 資料 2 重要水防箇所一覧（当別川）【第 3 章第 1 節】
- 資料 3 当別町管理河川【第 3 章第 1 節】
- 資料 4 重要水防箇所位置図【第 3 章第 1 節】
- 資料 5 ダムの概要【第 6 章第 1 節】
- 資料 6 水門等の一覧【第 6 章第 1 節】
- 資料 7 水防に関する機関【第 7 章第 1 節】
- 資料 8 当別町建設協会との協定書【第 11 章第 7 節】
- 資料 9 水防活動報告書様式【第 13 章第 2 節】
- 資料 10 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（石狩川）【第 15 章第 1 節】
- 資料 11 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（当別川）【第 15 章第 1 節】

令和5年度 当別町 重要水防箇所調書(石狩川)

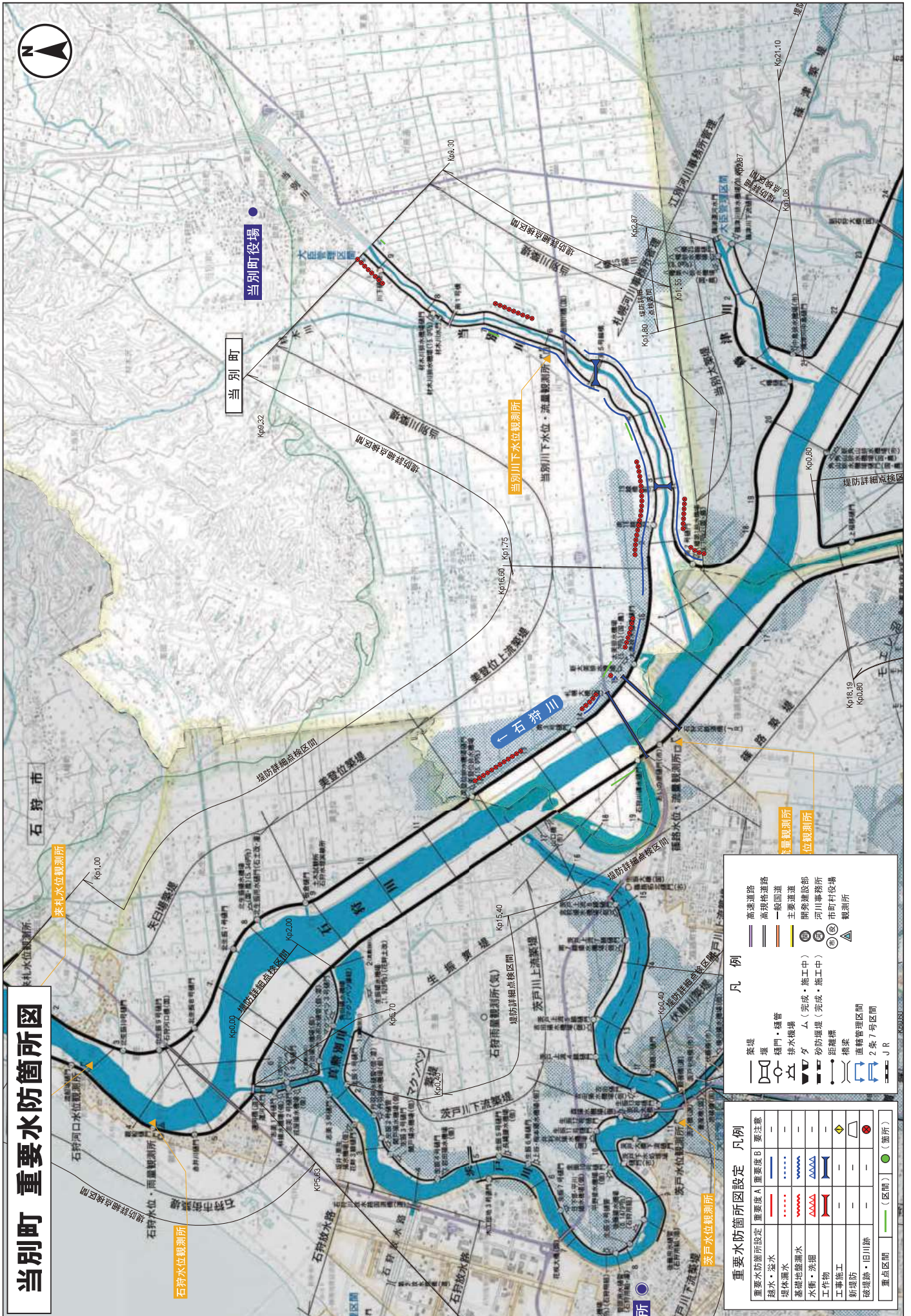
No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現状堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越-1	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	14.00 ~ 14.52		0.52	14.50	6.11	8.11	8.72		札幌	当別町
越-2	石狩川	右岸	越水・溢水	○	B	美登位上流	15.00 ~ 15.02		0.02	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町
越-3	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	15.50 ~ 16.00		0.50	16.00	6.43	8.43	9.31		札幌	当別町
越-4	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	16.50 ~ 17.00		0.50	17.00	6.64	8.64	9.59		札幌	当別町
工-1	石狩川	-	工作物		B	札幌大橋	14.52			14.50	6.11	8.11	10.51		札幌	札幌市, 当別町
工-2	石狩川	-	工作物	○	B	石狩川鉄道橋	15.02			15.00	6.21	8.21	8.71		札幌	札幌市, 当別町
旧-1	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	12.00 ~ 13.00		1.00	12.50	5.69	7.69	10.95		札幌	当別町
旧-2	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	14.00 ~ 14.52		0.52	14.50	6.11	8.11	8.72		札幌	当別町
旧-3	石狩川	右岸	旧川跡	○	要注意	美登位上流	15.00 ~ 15.02		0.02	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町
旧-4	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	15.50 ~ 16.00		0.50	16.00	6.43	8.43	9.31		札幌	当別町
重-1	石狩川	左岸	重点区間	○		磯路築堤	13.75 ~ 14.25		0.52	14.00	6.01	8.01	8.37		札幌	当別町
重-2	石狩川	右岸	重点区間	○		美登位上流築堤	14.75 ~ 15.25		0.47	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町

令和5年度 当別町 重要水防箇所調書(当別川)

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現状堤防高	既往災害	事務所	市町村名
越-1	当別川	左岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	1.36 ~ 5.40		4.03	3.40	6.66	8.66	9.01		札幌	当別町
越-2	当別川	左岸	越水・溢水		B	当別川築堤	5.60 ~ 5.80		0.20	5.80	7.58	9.08	9.21		札幌	当別町
越-3	当別川	右岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	1.75 ~ 4.60		2.76	3.20	6.66	8.66	9.18		札幌	当別町
越-4	当別川	右岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	4.80 ~ 7.00		2.14	6.00	7.77	9.27	9.28		札幌	当別町
工-1	当別川	-	工作物		B	19線橋	2.88			2.80	6.66	8.66	9.33		札幌	当別町
工-2	当別川	-	工作物		B	南5号橋	4.97			5.00	6.85	8.66	9.08		札幌	当別町
旧-1	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	1.36 ~ 1.60		0.25	1.40	6.66	8.66	9.38		札幌	当別町
旧-2	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	2.20 ~ 2.60		0.39	2.40	6.66	8.66	9.50		札幌	当別町
旧-3	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	6.30 ~ 6.90		0.59	6.60	8.33	9.83	10.17		札幌	当別町
旧-4	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	1.85 ~ 3.30		1.40	2.60	6.66	8.66	9.19		札幌	当別町
旧-5	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	8.80 ~ 9.30		0.49	9.00	10.55	12.05	12.84		札幌	当別町
旧-6	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	9.30 ~ 9.32		0.00	9.40	10.87	12.37	12.73		札幌	当別町
重-1	当別川	左岸	重点区間	○		当別川築堤	3.70 ~ 3.90		0.20	3.80	6.66	8.66	8.69		札幌	当別町
重-2	当別川	左岸	重点区間	○		当別川築堤	9.10 ~ 9.25		0.15	9.20	10.75	12.25	12.73		札幌	当別町
重-3	当別川	右岸	重点区間	○		当別川築堤	3.70 ~ 3.90		0.19	3.80	6.66	8.66	8.95		札幌	当別町
重-4	当別川	右岸	重点区間	○		当別川築堤	6.70 ~ 6.90		0.20	6.80	8.52	10.02	10.06		札幌	当別町

③当別町管理河川

No.	水系名	河川名	市町村名	地区名	左右岸	区 域	重要水防区域延長 (m)	災害の 要因	予想される被害	
									公共施設(棟)	道路
1	石狩川	ハンガチウヘシナイ川	当別町	井基別	両岸	2番地橋から 上流1,200m	右岸 1,200 左岸 1,200	溢水	-	道道当別 浜益港線
2	石狩川	トヨベリ川	当別町	当別太	両岸	石狩川築堤から 上流2,300m	右岸 2,300 左岸 2,300	溢水	会館 2	-
3	石狩川	基線排水川	当別町	獅子内	右岸	石狩川築堤から 上流2,500m	右岸 2,500	溢水	学校 2 会館 2	-
				ピトエ	左岸	石狩川築堤から 上流3,500m	左岸 3,500			
4	石狩川	南5号排水川	当別町	当別太	両岸	トヨベリ川合流点 から上流2,500m	右岸 2,500 左岸 2,500	溢水	-	-
5	石狩川	磯津運河	当別町	磯谷・東蘇岱	両岸	石狩川合流点よ り5.50から9.60	右岸 4,100 左岸 4,100	溢水	学校 2 会館 2	-



当別町 重要水防箇所図

重要水防箇所設定 凡例

重要水防箇所設定	重要度 A	重要度 B	要注意
越水・溢水	——	——	——
堤体漏水
基礎地盤漏洩水
水衝・湧強	AAAA	AAAA	AAAA
工作物	——	——	——
工事施工	——	——	——
新堤防	——	——	——
破堤跡・旧川跡	——	——	——
重点区間	——	——	——
	(区間)	(箇所)	

凡例

——	高速道路
——	高規格道路
——	一般国道
——	主要道路
——	閉塞建設部
——	河川事務所
——	市街地投場
——	観測所
——	堤防
——	堤門・堤管
——	排水機場
——	△ (完成・施工中)
——	△ (完成・施工中)
——	砂防堤 (完成・施工中)
——	距離標
——	橋梁
——	直轄管理区間
——	2条 / 号区間
——	J R

●ダムの概要

1 当別ダム		
管理者		北海道空知総合振興局
所在地		石狩郡当別町青山十万坪地先
完成年		平成24年
指定河川	水系	石狩川
	河川	当別川
型式		台形CSGダム
ダムの規模	堤高	52.0m
	堤頂長	432.0m
	堤体積	813,000m ³
貯水池	たん水面積	5.8km ²
	総貯水容量	74,500千m ³
	平常時最高水位 ※1	EL=57.2m
	洪水時最高水位 ※2	EL=60.7m

※1 平常時最高水位とは、平常時（非洪水時）にダムによって貯留することとした流水の最高水位

※2 洪水時最高水位とは、洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位

2 青山ダム		
管理者		国土交通省北海道開発局 (管理受諾者：当別土地改良区)
所在地		石狩郡当別町青山5477番地先
完成年		昭和38年
指定河川	水系	石狩川
	河川	当別川
型式		アースダム
ダムの規模	堤高	35.5m
	堤頂長	239.5m
	堤体積	235,000m ³
貯水池	たん水面積	1.62km ²
	総貯水容量	15,127千m ³

水門等一覽

番号	河川名	名称	場所	管理者	電話番号	備考
1	石狩川	美登位排水機場樋門	ピトエ	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
2	石狩川	南3号樋門	ピトエ	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
3	石狩川	太美樋門	太美	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
4	当別川	南7号樋門	川下左岸	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
5	当別川	南18線樋門	当別太	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
6	当別川	川下樋管	下川町	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
7	当別川	材木川排水機場樋門	下川町	札幌開発建設部札幌河川事務所	011-581-3235	
8	当別川	深田排水樋管	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
9	当別川	宮崎取水樋管工	川下左岸	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
10	当別川	NO. 2 樋管工	栄町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
11	当別川	NO. 3 樋管工	栄町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
12	当別川	NO. 4 樋管工	栄町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
13	当別川	NO. 5 樋管工	樺戸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
14	当別川	当別新橋上流左岸樋管	樺戸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
15	当別川	第8号樋門	樺戸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
16	当別川	第9号樋管	樺戸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
17	当別川	井野地先排水樋管	金沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
18	当別川	町村地先樋管	金沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
19	当別川	伊藤地先排水樋管	東町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
20	当別川	近藤地先樋管	春日町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	

番号	河川名	名称	場所	管理者	電話番号	備考
21	当別川	渡辺地先樋管	六軒町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
22	当別川	上田地先樋管	弁華別	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
23	当別川	阪本地先樋管	茂平沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
24	当別川	高山地先樋管	茂平沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
25	当別川	谷口地先樋管	茂平沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
26	当別川	砂利山排水樋管	茂平沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
27	当別川	当別新橋下流右岸樋管	元町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
28	当別川	NO.1排水樋管	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
29	材木川	嘉山地先排水樋管	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
30	材木川	山崎地先排水樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
31	材木川	山崎第2号樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
32	材木川	加藤地先樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
33	材木川	伊東地先樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
34	材木川	宮本地先樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
35	材木川	北島地先樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
36	材木川	伊東地先排水樋管	若葉	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
37	パンケチウベシナイ川	第3号樋管工	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
38	パンケチウベシナイ川	第5号樋管工	幸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
39	パンケチウベシナイ川	第1号樋管工	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
40	パンケチウベシナイ川	末広樋管	下川町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
41	パンケチウベシナイ川	第8号樋管工	幸町	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	
42	第1茂平沢川	阪本地先樋管	茂平沢	北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	0133-23-2220	

水防に関する機関

機 関 名	所 在 地	代 表 者	連 絡 先
北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所	札幌市南区南 32 条西 8 丁目 2 番 1 号	所長	011-581-3235
北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所	石狩郡当別町対雁 43 番地 1	副所長	0133-23-2074
北海道開発局札幌開発建設部札幌北農業事務所 篠津地域農業施設管理支所	江別市萩ヶ丘 1 番 5 北海道信用金庫江別ビル 4.5 階	支所長	011-391-0590
北海道森林管理局石狩森林管理署	札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番	署長	011-563-6111
北海道農政事務所札幌地域拠点	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムス南 22 条ビル	総括農政推進官	011-330-8801
陸上自衛隊北部方面隊第 10 即応機動連隊	滝川市泉町 236 番地滝川駐屯地	連隊長	0125-22-2141
航空自衛隊当別分屯基地第 45 警戒隊	石狩郡当別町字弁華別番外他	司令	0133-23-2344
北海道石狩振興局地域創生部危機対策室	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	主幹	011-204-5807
北海道石狩振興局保健環境部保健行政室 (江別保健所)	江別市錦町 4 番地 1	所長	011-383-2111
北海道石狩振興局森林室	石狩郡当別町栄町 192 番地 7	室長	0133-22-2151
北海道空知総合振興局札幌建設管理部 (当別出張所)	石狩郡当別町栄町 192 番地 7	所長	0133-23-2220
北海道警察札幌方面北警察署	札幌市北区北 24 条西 8 丁目 2 番 20 号	署長	011-727-0110
日本郵便株式会社北海道支社 (当別郵便局)	石狩郡当別町弥生 51 番地 4	局長	0133-23-1221
北海道旅客鉄道(株) (当別駅)	石狩郡当別町錦町 55 番地 9	駅長	0133-23-2124
NTT 東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 NTT 大通 4 丁目ビル	室長	011-212-4466
北海道電力ネットワーク (株) 札幌北ネットワークセンター	札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8 番 18 号	所長	011-772-7101
当別土地改良区	石狩郡当別町弥生 53 番地 96	理事長	0133-23-2118
中新土地改良区	石狩郡当別町弥生 53 番地 96	理事長	0133-23-2118
篠津中央土地改良区	石狩郡当別町字金沢 1363 番地 21	理事長	0133-23-2359
社団法人北海道エルピーガス協会	札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1 番 40 号	部長	011-812-6411
北石狩農業協同組合	石狩郡当別町錦町 53 番地 57	組合長	0133-23-2530
当別町商工会	石狩郡当別町錦町 1248 番地	会長	0133-23-2447
石狩西部広域水道企業団	札幌市西区八軒 6 条 2 丁目 1 番 5 号	企業長	011-215-7554

●当別建設協会との協定書

災害時における応急対策に関する相互協定書

当別町（以下「甲」という。）と、当別建設協会（以下「乙」という。）とは、当別町内における災害応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、当別町内に地震、豪雨、大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急措置の実施に関して、その支援のために必要な資機材及び労力の確保、動員の方法等に関する事項を定め、もって、甲乙間の協力体制を整備し、被害の拡大防止と被災状況の早期復旧を図ることを目的とする。

（実施体制等の報告等）

第2条 乙は、前条の応急措置に係る業務を速やかに実施することができる乙の会員（以下「乙の会員」という。）による編成表及び連絡系統、資機材の保有状況その他必要な事項を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の報告は、この協定の締結の日以後、速やかに行うものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る応急措置を実施するため乙の会員に支援を求める必要があると認めるときは、口頭又は書面により、乙の会員の出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、前項の規定により甲から出動の要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

3 甲は、乙の会員に対して出動を要請するに当たっては、被災等の状況、業務の内容、出動の場所、資機材の種類及び数量その他必要な事項を伝えるものとする。

（業務の実施）

第4条 乙の会員は、前条第1項の出動の要請があったときは、速やかに出動し、甲の指示により応急措置に係る業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙の会員が出動の要請を受け出動したときは、遅滞なく、当該会員と当該要請に係る経費負担等の必要な事項について契約を締結するものとする。

(防災訓練)

第6条 甲、乙及び乙の会員は、相互の協力体制の充実、強化等を図るために、必要に応じ、出勤の要請に関する訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも申出のない限りその効力を有するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年11月2日

甲 石狩郡当別町白樺町58番地
当別町
当別町長 泉 亭 俊 彦



乙 石狩郡当別町栄町819番地
当別建設協会
会 長 宮 永 雅 己



●水防活動報告書 様式

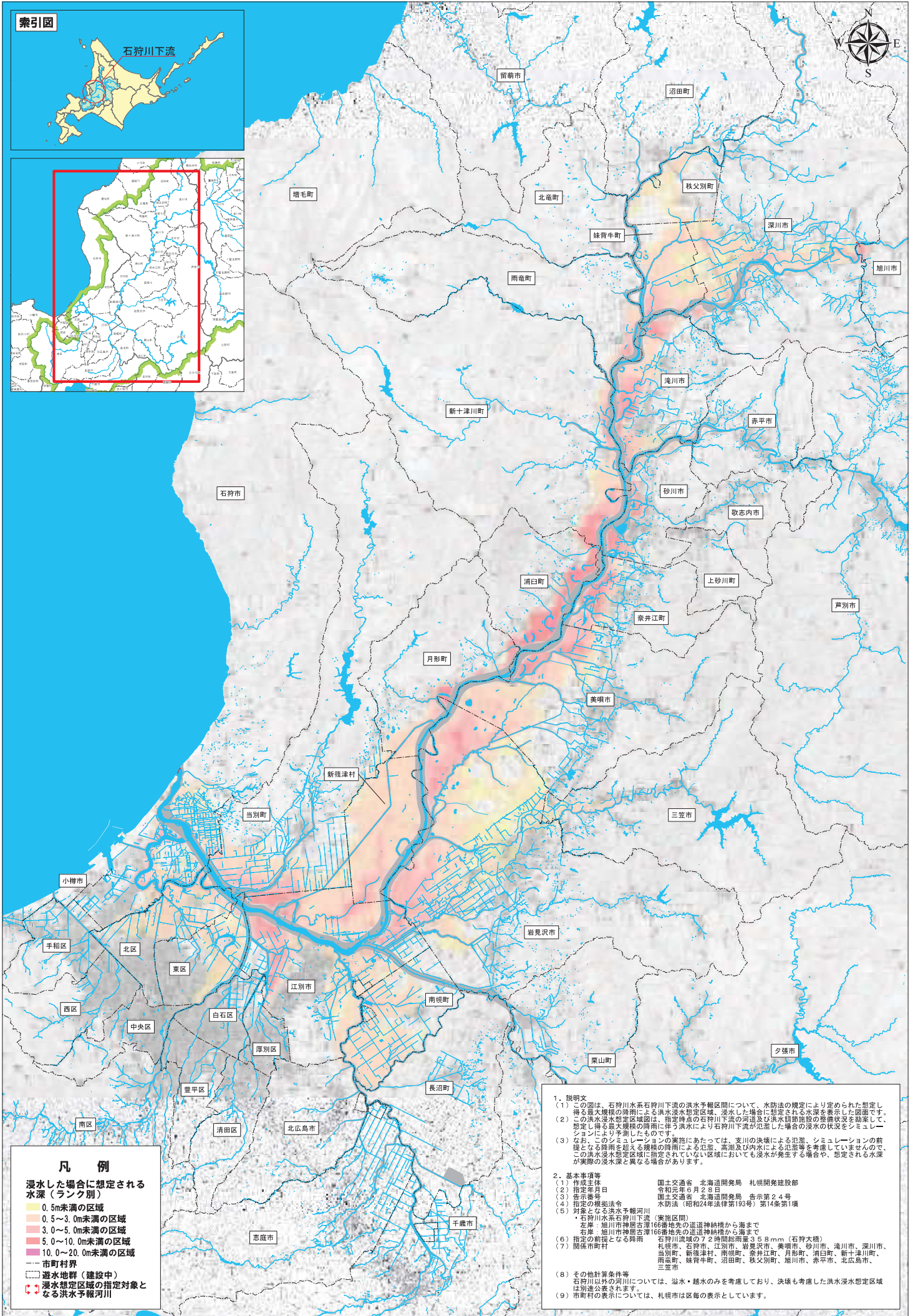
水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	消防団員			その他			合計			
	人			人			人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	な わ					水防関係者の死 傷				
	丸 太									
	そ の 他					雨量水位の状況				
備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。



索引図



- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 5.0~10.0m未満の区域
 - 10.0~20.0m未満の区域
- 市町村界
- 遊水地群(建設中)
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

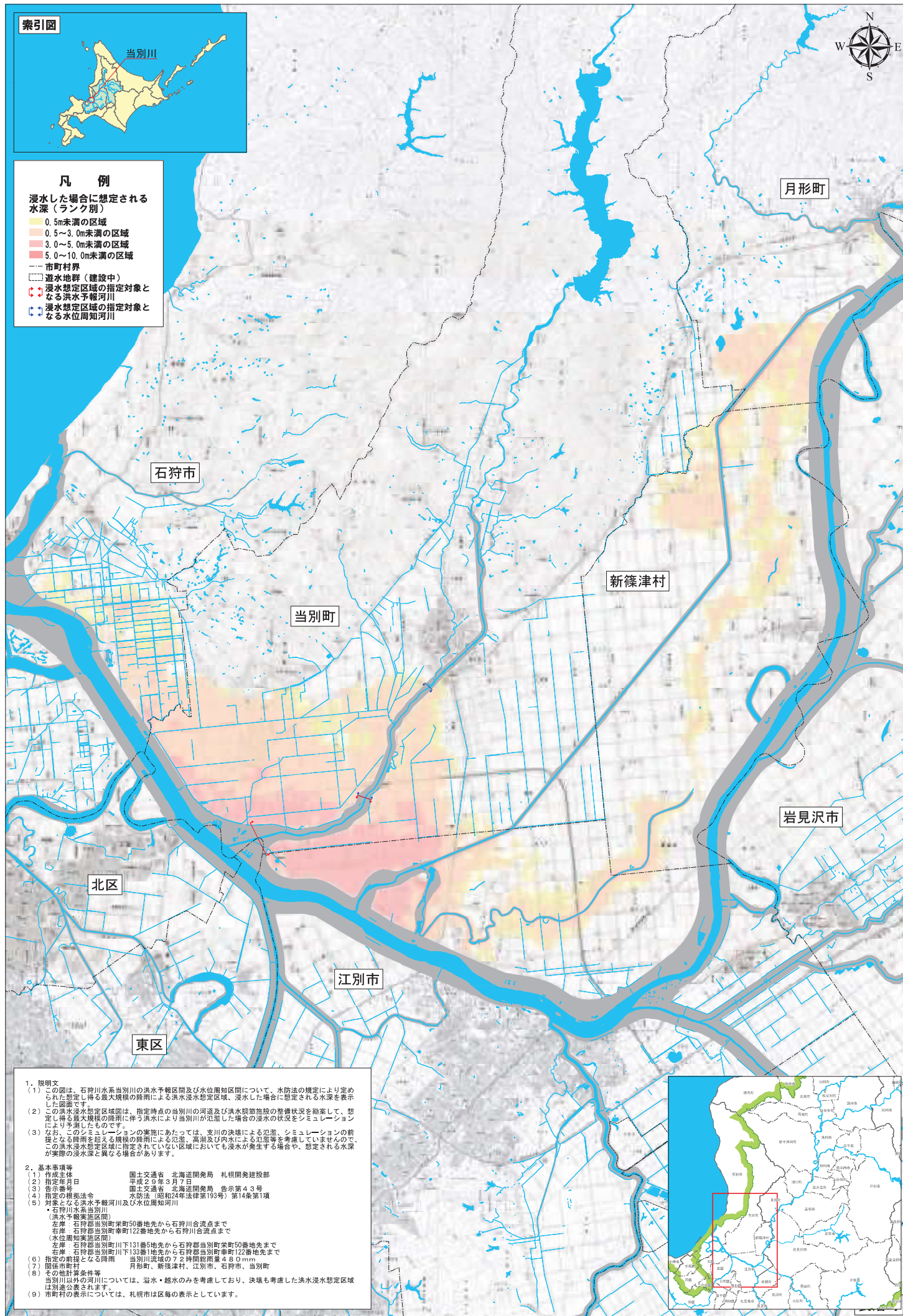
1. 説明文

- (1) この図は、石狩川水系石狩川下流の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域(浸水した場合に想定される水深を表示した図面)です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定河川の石狩川下流の河況及び洪水経路等の基礎データを基盤として、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により石狩川下流が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前報となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体	国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
(2) 指定年月日	令和元年6月28日
(3) 告示番号	国土交通省 北海道開発局 告示第24号
(4) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 対象となる洪水予報河川	石狩川水系石狩川下流(実施区間) 左岸:旭川市神原古澤166番地先の道道神奈橋から海まで 右岸:旭川市神原古澤166番地先の道道神奈橋から海まで
(6) 指定の対象となる河川	石狩川水系の72河川(河川番号358mm(石狩大橋))
(7) 関係市町村	札幌市、石狩市、江別市、岩見沢市、美瑛市、砂川市、滝川市、深川市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、月形町、浦臼町、妹背牛町、沼田町、秋分町、旭川市、北広島市、三笠市、新篠津村
(8) その他計算条件等	石狩川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は除外されます。
(9) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。	

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情保、第662号)」



索引図



凡例

- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5～3.0m未満の区域
 - 3.0～5.0m未満の区域
 - 5.0～10.0m未満の区域
- 市町村界
- ▭ 遊水地群(建設中)
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川
- 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

1. 説明文
- (1) この図は、石狩川水系当別川の洪水予報区間及び水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の当別川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により当別川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前縁となる降る規模の降雨による氾濫、高潮及び内河川による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 - (2) 指定年月日 平成29年3月27日
 - (3) 告示番号 国土交通省 北海道開発局 告示第43号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 - (5) 対象となる洪水予報河川及び水位周知河川
 - ・石狩川水系当別川(洪水予報実施区間)
 - 左岸 石狩郡当別町栄町50番地先から石狩川合流点まで
 - 右岸 石狩郡当別町幸町122番地先から石狩川合流点まで
 - (水位周知実施区間)
 - 左岸 石狩郡当別町川下131番5地先から石狩郡当別町栄町50番地先まで
 - 右岸 石狩郡当別町川下133番1地先から石狩郡当別町幸町122番地先まで
 - (6) 指定の前縁となる降雨 当別川流域の7.2時間降雨量4.8Qmm
 - (7) 関係市町村 月形町、新篠津村、江別市、石狩市、当別町
 - (8) その他計算条件等 当別川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。
 - (9) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。

